

県道泉佐野岩出線改築工事（和歌山県那賀郡岩出町大字押川字川口地内から同県同郡同町大字根来字洞尾地内まで）及びこれに伴う河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定理由

平成15年10月27日に和歌山県より申請のあった県道泉佐野岩出線改築工事（和歌山県那賀郡岩出町大字押川字川口地内から同県同郡同町大字根来字洞尾地内まで）及びこれに伴う河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち県道泉佐野岩出線改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事に伴い機能の維持が困難となる河川の付替工事（以下「関連工事」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第100条の2に掲げる普通河川に関する工事であり、土地収用法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

また、附帯工事は、本体工事の一部である擁壁設置工事及び水路設置工事並びに関連工事の一部である擁壁設置工事に必要な床掘工事であり、土地収用法第3条第3号に掲げる施設に関する事業に該当する。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、県道泉佐野岩出線（以下「本路線」という。）における和歌山県那賀郡岩出町大字押川字川口地内から同県同郡同町大字根来字洞尾地内までの延長約3,300mの区間（以下「本件区間」という。）に係る改築事業であるところ、本路線は、道路法第7条の規定に基き、和歌山県知事が和歌山県道に認定した路線であり、和歌山県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1)申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づき、現道拡幅方式及びバイパス方式により4車線の道路を建設する改築事業である。

本路線は、大阪府泉佐野市を起点とし、和歌山県那賀郡岩出町を終点とする主要幹線道路であり、大阪府の南部地域と和歌山県の北部地域を結び、周辺地域の産業・経済の発展及び沿線住民の生活に欠くことのできない重要な路線である。

しかしながら、本件区間に係る既存の本路線（以下「現道」という。）は、幅員が5.5mから6.0mと狭小な2車線である上、曲線半径約40mの急カーブが

あるなど道路構造令の規定値を満たさない箇所があることから、慢性的な交通渋滞が発生している状況にある。平成11年度道路交通センサスによると、本件区間に係る調査地点の交通量は10,977台/12時間、混雑度は1.51に達している。

また、本路線は府県間を結ぶ主要幹線道路であるほか、現道沿線に採石場があるため、大型車両の交通が多い。その上、歩道が未設置であることから、車両及び歩行者等の交通に大きな支障が生じており、平成9年から平成12年までの4年間に58件の交通事故が発生している。

本件事業は、線形の良い4車線の道路を建設するとともに、自転車歩行者道の整備により車両と歩行者等との分離を図るものであり、本路線の車両及び歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されるものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

なお、本件事業は、昭和35年9月22日に都市計画決定された事業で（最終都市計画変更平成15年3月25日）、事業計画の内容は当該都市計画と整合しているものである。

#### (2)申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）による環境影響評価の対象事業に該当しない。

工事実施にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械を使用して、騒音・振動を抑制する対策を講じていること等から、沿道の生活環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

さらに、本件区間には、「保全上重要な和歌山の自然 和歌山県レッドデータブック」（平成13年）による絶滅危惧類等は特に認められないことと、できるだけ山地の切土量を少なくするように計画されていることから勘案して、自然環境に与える影響は小さいと考えられる。

また、本件区間には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所あるところ、起業者は、和歌山県教育委員会に文化財保護法第57条の3の規定に基づく通知をしており、工事によって埋蔵文化財に影響が生じないよう慎重に工事を実施することとしている。

以上のように、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると判断される。

#### (3)比較衡量

(1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### (1)申請事業を早期に施行する必要性

現道においては、これまで述べてきたように、交通渋滞の発生や交通事故が多発していることを踏まえると、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、本路線の沿線周辺市町からなる府県道泉佐野岩出線等整備促進期成同盟会から、本事業の完成に関する強い要望があることをも踏まえると、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

#### (2)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づく必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本体工事及び関連工事により恒久的に設置される施設の範囲に限られており、使用の範囲も本体工事として実施するトンネルの用に供する範囲及び附帯工事として一時的に必要な床掘工事の範囲に限られていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

#### (3)収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本事業は、土地を収用し又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

### 5 結論

1から4までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。